

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	23	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （ 地方消費税 ）		
要望項目名	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>身体障害者用物品の非課税措置： 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条及び別表第1において、社会政策的配慮から消費税非課税と規定されている。対象となる範囲については、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第14条の4において、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定することとされており、具体的には、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件（平成3年厚生省告示第130号）において、計51品目が指定されている。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>平成23年度の税制改正において消費税の仕入税額控除に関するルールが見直されたことに伴い、福祉車両等を製造・販売する事業者において仕入れに係る消費税の取扱いに影響が生じていることなどを踏まえ、福祉車両等に係る消費税の取扱いのあり方を検討し、所要の措置を講じる。</p>		
関係条文	地方税法第72条の78、消費税法第6条、消費税法施行令第14条		
減収見込額	<p>[初年度] ー (ー) [平年度] ー (ー)</p> <p>[改正増減収額] ー (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>福祉車両等を製造・販売する事業者の経営継続の安定性を確保するとともに、必要な身体障害者用物品の低価格での流通を確保することで、障害者等の生活を支援すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成23年度税制改正において、消費課税における95%ルールが見直され、課税売上げ割合が95%以上かつ課税売上げが5億円を超える事業者においては、それまで可能であった非課税物品に係る仕入税額控除ができなくなったが、こうした制度見直しの対象となった事業者を中心に、福祉車両等の製造・販売業者においては、ユーザーである障害者等に配慮して、仕入れに係る消費税額を価格転嫁せずに負担している事業者の存在が指摘されている。</p> <p>このような事業者が、仮に事業を縮小して福祉車両等の流通量が減少した場合、身体障害者等が必要な福祉車両等を手に入れることができなくなり、当該障害者等が生活上の困難を抱え、自立した生活を送ることができなくなるおそれがある。</p> <p>福祉車両等の有する高度の公共性に鑑みれば、95%ルールの見直しの対象となった事業者を中心として、福祉車両等の製造・販売業者における仕入れに係る消費税のあり方を検討し、所要の措置を講じることで、当該業者の国内での事業継続の安定性を確保する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	ー		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅷ 障害のある人もない人も地域でともに生活し、活動する社会作りづくりを推進すること。</p> <p>施策大目標 1 必要な障害福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること</p> <p>1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること。</p>
	政策の達成目標	福祉車両等を製造・販売する事業者の経営継続の安定性を確保するとともに、必要な福祉車両等の低価格での流通を確保することで、障害者等の地域における安定した暮らしを確保すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	福祉車両等について、十分かつ低価格な流通を確保すること。
	政策目標の達成状況	福祉車両等を製造・販売する事業者の国内での市場規模（福祉用具としての市場規模であり、身体障害者用物品以外の物品も含む。）は、7,735億円（平成5年度）から1兆1,955億円（平成23年度）へと拡大しているものの、1兆2,823億円（平成18年度）のピークから、近年縮小傾向であることを踏まえると、事業の継続が困難となる事業者が生じることにより、必要な福祉車両等の低価格での流通の確保が困難となり、障害者等の地域における安定した暮らしを確保できなくなる等のおそれがある。
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	福祉車両等を製造・販売する事業者の仕入に係る消費税のあり方を検討し、所要の措置を講じることで、経営継続の安定性を確保するとともに、必要な福祉車両等の低価格での流通を確保することが可能となり、障害者等の地域における安定した暮らしを確保できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	福祉車両等については、卸売業者を通じる場合や、貸与による場合があるなど、その流通経路が様々であり、要望の措置を講ずることで、幅広く負担軽減を図ることが妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—